

令和4年度
第4回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和4年7月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和4年度第4回八幡平市農業委員会総会議事録

| | | | | | | |
|--|----------------|-------------------|-----|----------|-------|------|
| 告示年月日 | 令和4年7月14日 | | | | | |
| 告示事件 | 別紙告示写しのとおり | | | | | |
| 招集年月日 | 令和4年7月25日 | | | | | |
| 招集場所 | 八幡平市役所ホール棟大ホール | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣言 | 開会 | 令和4年 7月25日 13時00分 | | | 議長 | 立柳 優 |
| | 閉会 | 令和4年 7月25日 13時40分 | | | 議長 | 立柳 優 |
| 応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 18名 欠席 1名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招 | 議席 番号 | 委員氏名 | 出欠席 | 議席 番号 | 委員氏名 | 出欠席 |
| | 1 | 日戸重雄 | ○ | 11 | 中村一彦 | ○ |
| | 2 | 田村昭雄 | ○ | 12 | 竹田和夫 | ○ |
| | 3 | 阿部正光 | ○ | 13 | 工藤嘉充 | ○ |
| | 4 | 菊田健生 | ○ | 14 | 古川美枝子 | ○ |
| | 5 | 熊澤威人 | ○ | 15 | 向久保勉 | ○ |
| | 6 | 小山田和義 | ○ | 16 | 山本範夫 | ○ |
| | 7 | 國司功 | ○ | 17 | 大森直子 | ○ |
| | 8 | 松村勝彦 | ○ | 18 | 三浦美恵子 | ○ |
| | 9 | 吉田晃 | ▲ | 19 | 立柳優 | ○ |
| 10 | 高橋栄光 | ○ | | | | |

| | | | | |
|---|-------------------|-------|------------|------|
| 議事録署名委員 | 議席番号 3番 | 阿部正光 | 議席番号 4番 | 菊田健生 |
| 八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名 | 職名 | 氏名 | | |
| | 事務局長 | 田村春彦 | | |
| | 事務局長補佐 兼農業振興係長 | 立花浩 | | |
| | 農地調整係長 | 佐々木和查 | | |
| | 農地調整係主事 | 澤口頼太 | | |
| | 農地調整係主事 | 恩賀ひとみ | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 議事次第 | 別紙のとおり | | | |
| 附議事件 | 別紙、議事次第に同じ | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | |

1 開会（13時00分）

事務局（田村事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号9番 吉田晃 委員、所用のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中18名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

ただ今から、令和4年度八幡平市農業委員会第4回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

2 議事録署名人の選任

議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、3番 阿部正光 委員、4番 菊田健生 委員を指名します。

3 報告

議長（立柳会長）

次に、事務局から第4回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の3ページをお開き下さい。第4回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり3項目の報告及び連絡、4項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

4ページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和4年7月以降の主な会議 行事等日程について、

2項目め。令和4年度第4回総会について、

3項目め。令和3年度業務報告書について

以上、3項目の内容について、事務局から説明を行いました。関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、8月10日午前9時00分に決定となりました。

2項目め。鶴岡市農業委員会視察研修の受入れについてとなります。内容について協議を行ったところ、次のページの上側に記載したとおり決定されました。

3項目め。農地コーディネーターへの会議資料の提供についてとなります。内容について協議を行ったところ、7ページの下側に記載したとおり決定されました。

4項目め。先進地視察研修の実施についてとなります。内容について協議を行ったところ、9ページの下側に記載したとおり決定されました。

以上、4項目について協議を行いました。改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より「2項目め」から「4項目め」の説明を行う事としております。

関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

続きまして10ページの左上、5情報提供等となります。

立柳会長より7月4日に発生した雹の被害状況についての質問が出され、続いて古川委員より農業用施設の概要についての情報提供が行われました。

記載の通りこれら2件について、運営委員により情報交換が行われました。

続いて、事務局から1件の情報提供を行いました。改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項で報告を行うこととしております。

また、同じく事務局より運営委員の皆様へ1件の依頼を行いました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和4年度第4回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和4年7月25日 運営委員長 会長 立柳優。

以上となります。

議長（立柳会長）

ただ今の「第4回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の11ページをご覧ください。

令和4年6月23日から令和4年7月24日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番からかた括弧7番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお

目通しいただければと思います。

次に、かた括弧 8 番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は 7 月 14 日の木曜日でございます、14 件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、農業委員の 2 番委員 田村昭雄 委員、農業委員の 3 番委員 阿部正光 委員、推進委員の西根南地区の 2 番委員 田村真行 委員、推進委員の松尾地区の 2 番委員 高橋和夫 委員、推進委員の安代地区の 1 番委員 羽澤良和 委員の 5 名でございます。

また、事務局からは田村事務局長と澤口主事と私の 3 名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 5 件です。

申請番号 1：西根寺田第 8 地割 152-1、畑 1,586 m²を含む 12 筆 33,845 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が貸借契約していた農業者が水稻、牧草を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号 2：帷子第 1 地割 56-11、畑、1,891 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は

今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利設定後も同様に管理予定です。

申請番号3：帷子第12地割32-1、田、96㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号4：松尾寄木第11地割573-1、畑、9,205㎡を含む2筆10,197㎡です。交換による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利設定後も同様に管理予定です。

申請番号5：松尾寄木第13地割273-1、田、4,023㎡を含む2筆4,061㎡です。交換による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利設定後も同様に管理予定です。

次の3ページに申請筆別明細を掲載、併せて、関係資料の1ページに審査項目一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号2番 田村昭雄 委員に願います。

2番（田村委員）

2番の田村昭雄です。

申請番号1番ですが、位置は、寺田小学校から北へ約2km以内に点在しています。現況は、田は水稻が作付されており、畑は牧草が作付されておりました。

申請番号2番ですが、位置は、寺田小学校から北東へ約2kmの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号3番ですが、位置は、寺田小学校から南へ約800mの地点です。現況は、水稻が作付されておりました。

申請番号4番ですが、位置は、柏台小学校から東へ約2kmの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号5番ですが、位置は、寄木小学校から南西へ約2kmの地点です。現況は、保全されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（澤口主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをお開きください。今月の申請は4件になります。

申請番号1：平笠第25地割99-1、畑、1,920㎡の一部804.46㎡。転用の目的は、使用貸借の設定による携帯電話基地局建設に伴う資材置場等で8か月間の一時転用です。内容は、資材置場、作業ヤード、クレーンヤード、進入路が計画されております。

申請番号2：松尾寄木第13地割277、田、437㎡を含む11筆、10,779㎡。転用の目的は、使用貸借による養殖池の増設です。内容は、養殖池、駐車・作業スペース、沈殿池・排水路が計画されております。

申請番号3、野駄第21地割22-1、田、329㎡。転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。内容は、居宅、駐車場、通路等が計画されております。

申請番号4、田頭第17地割99-1、畑、643㎡の一部377.15㎡。転用の目的は、売買による一般住宅の建築です。内容は、居宅、車庫、庭、通路が計画されております。

関係資料の3ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号1は、農業振興地域農用地区域内の農地で農振農用地と判断されます。例外規定ですが、3年以内の一時転用にあつては許可が認められております。

申請番号2番ですが、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、水産動植物の養殖用施設に該当することが確認されております。

申請番号3番ですが、申請地から500m以内に八幡平市役所本庁舎がある農地で第2種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。

申請番号4番ですが、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号2番 田村昭雄 委員に願いたします。

2番（田村委員）

2番の田村昭雄です。

申請番号1番ですが、位置は西根インターチェンジから南西へ約450mの地点です。現況は、畑で保全されておりました。申請地は中継基地局の予定地であり、工事用の仮設用地を確保する必要があることから選定したとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は寄木小学校から南西へ約1.8kmの地点です。現況は、畑で保全されておりました。申請者は申請地の隣接地で養殖業を営んでおり、現在使用している河川の水をそのまま活用できること等から、当該申請地を選定したとのことでした。

申請番号3番ですが、位置は八幡平市役所から西へ約500mの地点です。現況は、田で保全されておりました。申請地は申請者の妻の実家近くの土地で、土地所有者と合意できたことから選定したとのことでした。

申請番号4番ですが、位置は田頭小学校から西へ約1kmの地点です。現況は、畑で保全されておりました。申請地は、道路沿いに面しており、利便性も高いことから選定したとのことでした。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長 (立柳会長)

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (澤口主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の10ページをお開きください。今月の申請は4件になります。関係資料の4ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1：松尾寄木第29地割35-2、田、0.29㎡を含む2筆5.97㎡です。現況は、コンクリート擁壁が築造されており、宅地化しておりました。

申請番号2：大更第16地割24-1、田、488㎡です。現況は、草が生い茂り、雑種地化しておりました。

申請番号3：平笠第16地割43-1、田、5,555㎡です。現況は、草が生い茂り、雑種地化しておりました。

申請番号4：平館第18地割40-7、田、14㎡です。現況は、駐車場として利用されており、雑種地化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 (立柳会長)

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号2番 田村昭雄 委員にお願いいたします。

2番 (田村委員)

2番の田村昭雄です。

申請番号1番ですが、位置は、寄木小学校から南西へ約650mの地点です。現況は、コンクリート擁壁が築造されており、宅地化しておりました。申請地は、平成13年頃に境界を確認せずにコンクリート擁壁を築造したことで、宅地化したとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は、西根インターチェンジから北東へ約900mの地点です。現況は、草が生い茂り、雑種地化しておりました。申請地は、平成12年頃から資材置場に利用されるようになり、雑種地化したとのことでした。

申請番号3番ですが、位置は、平笠小学校から南西へ約1.1kmの地点です。現況は、草が生い茂り、雑種地化しておりました。申請地は、平成6年頃から残土置場として利用されるようになり、

原野化したとのことでした。

申請番号4番ですが、位置は、JR平館駅から北へ約100mの地点です。現況は、駐車場として利用されており、雑種地化しておりました。申請地は、平成14年頃から駐車場等に利用されるようになり、雑種地化したとのことでした。

いずれの農地も非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の14ページをご覧ください。今月の申請は、13件で、全件新規の申請です。賃貸借権設定は4件、そのうち中間管理機構を通した申請が3件です。また、所有権移転は9件、そのうち中間管理機構を通した申請が8件です。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号1番は、安代地区に係る申請です。

次に、所有権移転です。

申請番号2番は、西根南地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への一時貸付での貸貸借権設定です。

申請番号3番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号4番～5番は、松尾地区に係る申請です。

最後に、農地中間管理機構を活用した所有権移転です。

申請番号6番～7番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号8番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号9番は、松尾地区に係る申請です。

申請番号10番～13番は、安代地区に係る申請です。

なお、申請番号6番～10番は、今回総会で所有権移転が行われた後、来月8月総会で農地中間管理機構が新たな担い手へ一時貸付予定です。

申請筆別明細については、次の17ページから18ページに掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第5号『令和4年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について』

議長（立柳会長）

次に、議案第5号『令和4年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の19ページをお開きください。

（提案理由朗読後、内容説明）

24ページとなります。議案第5号資料、農業委員会等に関する法律抜粋となります。

下線付きで表示をしている第38条の規程により、意見の提出を行うものです。

25ページとなります。意見の提出に係るスケジュールとなります。本日の農業委員会総会で大会提案事項の協議及び決定を行い、盛岡地方農業委員会連絡協議会を經由し岩手県農業会議へ提出となります。その後、関係機関で提出された大会提案事項をもとに協議を行い11月9日（水）に開催される令和4年度岩手県農業委員会大会において、農業施策の充実に関する要請決議として提案されるものです。

20ページにお戻りください。別紙となります。

令和4年度関係行政機関 国・県 に対する意見の提出についてご説明をいたします。

内容は、5月25日に開催された第2回農業委員会議会で決定をいただいたとおりであり、変更がないことから意見項目の読み上げは省略させていただきます。また、議案の内容は意見項目の読み上げによりまして、提出とさせていただきます。ご了承をお願いします。

ローマ数字Ⅰ 農地等の利用の最適化の推進に関する事項

（農地中間管理事業の推進について）

中ほどの（圃場の基盤整備について）

下側の（農業者年金制度の拡充・強化及び現役世代が安心して農業に従事するための労災保険の周知及び農業者向け労災保険制度の構築について）

21ページとなります。

（中山間部における施設型農業への支援について）

中ほどの（再生利用が困難な農地の非農地化の推進について）新規の意見となります。

次のページとなります。

ローマ数字Ⅱ その他重要施策の推進

（食料安全保障について）

次の（高齢化が進む集落地域の食農教育の充実について）

次の（EPA/FTA交渉について）

次の（早期の原発事故の収束と補償対応について）

23ページとなります。

（農地災害復旧工事の対応について）

（鳥獣被害について）

以上11項目となり、昨年度からの継続が10項目、新規は1項目となります。

説明は以上となります。

ただ今の第4回総会で国・県 に対する意見の提出が決定されましたら、今月下旬に当市からの意見として盛岡地方農業委員会連絡協議会への提出となります。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

ないようですので「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第5号『令和4年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（13時40分）

議長（立柳会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第4回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

事務局（田村事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年8月24日

会 長 _____

3 番委員 _____

4 番委員 _____

令和4年度

第4回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和4年7月25日（月）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟多目的ルーム1・2

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - (1) 第4回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第5号 令和4年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について
- 5 閉 会